

「第 3 次枚方市環境基本計画」の基本的な考え方について（部会報告の概要）

1. 第 3 次環境基本計画の基本的な考え方（部会報告 P1—P3、資料編 P37—45）

- 枚方市環境基本計画は、枚方市環境基本条例第 9 条第 1 項に基づく、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。第 5 次枚方市総合計画と整合を図りながら推進していく分野別行政計画で環境施策を推進するための基本方針となるもの。
- 計画期間は、2021 年度から 2030 年度までの 10 年間とし、概ね 5 年後に中間見直しを検討。
- 本計画は、環境基本条例第 3 条の基本理念及び第 8 条の施策の基本方針に基づき、「地球環境」「自然環境」「資源循環」「都市環境」「生活環境」を対象とする。計画の主体は、市民・市民団体、事業者、行政のあらゆる主体。対象地域は市域全域。また、計画の策定にあたって、SDGs の考え方を計画に反映する。
- 計画の策定にあたっては市民・事業者アンケートや市内高校生ワークショップでの意見等を反映していく。

2. 第 2 次環境基本計画策定以降の社会状況の変化と新たな課題（部会報告 資料編 P31—P36）

- 2015 年 9 月の国連サミットで、持続可能な開発目標（SDGs）が採択された。
- 2015 年に、気候の変化と影響に備える対策として「気候変動の影響への適応計画」が策定された。
- 2016 年にパリ協定の枠組みにおける我が国の削減目標（2013 年度比 26.0%減）を実現するための具体的な方策として、「地球温暖化対策計画」が策定され、地球温暖化対策の充実が求められている。
- 2018 年 4 月に、SDGs、パリ協定採択後に、はじめて策定される環境基本計画で、分野横断的な 6 つの「重点戦略」を設定した第 5 次環境基本計画が閣議決定された。
- 本市の人口は、2012 年度の 409,964 人をピークとして、緩やかな減少傾向に転じている。

3. 第 3 次環境基本計画の目標と SDGs との関係（部会報告 P4—P6）

第 3 次 枚 方 市 環 境 基 本 計 画 の 施 策 体 系 図（案）



4. 施策の方向性（部会報告 P7-25）

①環境学習・パートナーシップ 全ての主体が環境保全活動に取り組む ※分野横断的な基本目標として位置づけ

施策の分野	施策の方向性
ライフステージに応じた環境教育・環境学習の推進	○学校版環境マネジメントシステム（S-EMS）の活用や保育所（園）、幼稚園での体験型の環境出前学習の実施 ○環境教育・環境学習のプログラムや教材、環境副読本の作成、環境保全活動に携わる人材の育成
市民・事業者の環境保全活動の促進	○「NPO 法人ひらかた環境ネットワーク会議」や「枚方市地球温暖化対策協議会」との連携 ○環境負荷の少ない製品の購入促進や環境保全活動の機会や場の確保
環境コミュニケーションの推進	○幅広く環境情報を提供するとともに、各主体間で環境に関して情報共有・情報交換するなど、双方向でのコミュニケーションの促進

②地球環境 脱炭素化を推進するまちをめざす ※「2050 年における CO₂ 排出量実質ゼロ」を目標に設定

施策の分野	施策の方向性
省エネルギー・省 CO ₂ 活動の促進	○環境に配慮した省エネルギー型のライフスタイルやビジネススタイルへの転換の促進 ○断熱性能等に優れた省エネルギー・省 CO ₂ 型の住宅や高効率設備・機器の導入の促進 ○地球温暖化対策協議会の活動を通して、事業者による省エネルギー・省 CO ₂ 活動を促進
再生可能エネルギーの普及促進	○太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの利用拡大 ○2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロの達成に向けて、ZEH や ZEB の普及を促進 ○新設する公共施設には、原則として太陽光発電システムを導入し、他の再生可能エネルギーの導入を検討
気候変動の影響に対する適応策の推進	○気候変動やその影響についての認識や理解の向上 ○ミスト発生器などを活用したヒートアイランド対策や熱中症予防対策、地域と連携した災害対策の推進

③自然環境 自然が保全され、人と自然が共生するまちをめざす

施策の分野	施策の方向性
生態系の保全	○定期的な自然環境や生物に関する調査の実施や、生物多様性の重要性についての普及啓発 ○特定外来生物など生態系への脅威となっている要因の軽減 ○東部地域の里山や淀川の自然環境の保全と里山保全活動団体の育成・支援
緑の保全と創出	○公園の整備や公共施設や道路などの緑化などまちなか緑化の推進や、市民の自主的な緑化活動を支援 ○農地の保全や地産地消の推進 ○東部地域の里山と淀川をつなぐ、まちなかの緑を活用したエコロジカルネットワークの形成
自然とのふれあいの場の確保	○市民団体等と連携による自然観察会の開催など、自然とふれあえる機会や場の創出

④資源循環 環境負荷の少ない、資源が循環したまちをめざす

施策の分野	施策の方向性
廃棄物の発生抑制	○各主体との連携・協力により、使い捨てプラスチックの使用抑制や食品ロスの削減に向けた取り組みなど、4R の普及促進 ○市民のごみに対する意識の向上の促進
リサイクルや再利用の促進	○生ごみの堆肥化など、資源の有効活用の推進 ○プラスチック、古紙の分別の徹底など、資源の再利用やリサイクルの推進
廃棄物の適正処理の推進	○可燃ごみ広域処理施設の整備を進めるなど、安全で安定的なごみの収集・処理体制の構築 ○事業系ごみについて、排出事業者への啓発・指導を行うなど、分別排出の徹底 ○大規模地震や異常気象などにより発生する災害廃棄物の処理体制の確立

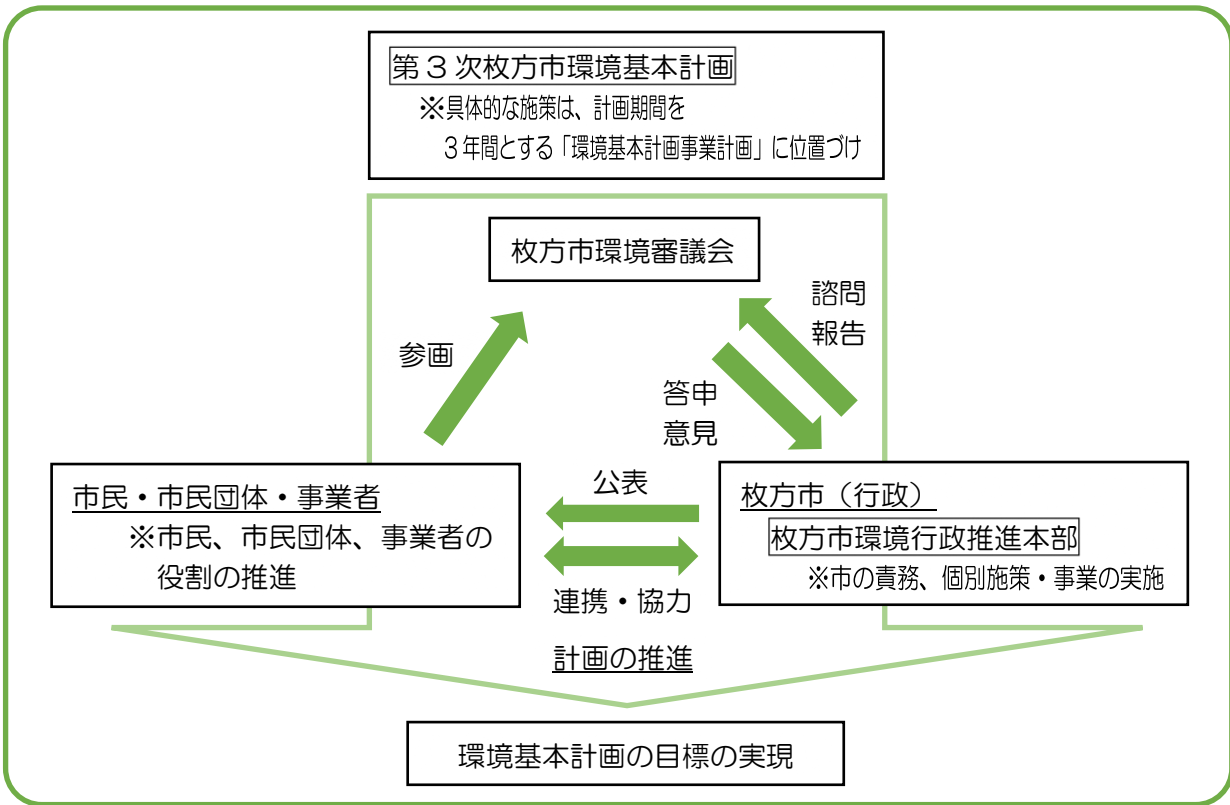
⑤都市環境・生活環境 健康と安全が守られ、快適な都市環境が確保されたまちをめざす

施策の分野	施策の方向性
良好な生活環境の確保	○公害の発生防止対策などによる、健康で安全に生活できる環境の確保 ○生活排水対策などにより、水環境の保全を図り、下水の高度処理水を公共施設で活用するなど、水資源の有効活用を推進
美しいまちなみの確保	○空き家・空き地対策によるまちの安全・安心の確保と、美しいまちなみの確保 ○各主体の連携による、空き缶やたばこなどのポイ捨て等の防止やまちの美化などの推進 ○地域と連携した歴史的なまちなみや地域特性を生かしたまちなみの形成
人と環境にやさしいまちづくりの推進	○建築協定や地区計画制度の推進、枚方市環境影響評価条例の適正な運用等による環境に配慮した開発への誘導 ○公共空間のバリアフリー化や各主体との連携による公共交通機関の利用促進、道路ネットワークの整備などの道路交通の円滑化により、人と環境にやさしい交通ネットワークの構築 ○駐輪場や歩行空間の整備を行うなど、自転車・徒歩の利用の促進 ○各主体と連携し、プラスチックごみのポイ捨て防止の啓発活動や使い捨てプラスチックの削減の推進

※「枚方市環境教育行動計画」や「枚方市生物多様性地域戦略」に基づく内容は、複数の基本目標や施策分野等にまたがることから 5 つの基本目標とは別に、項目を設け、計画に位置付ける。

5. 第 3 次環境基本計画の推進（部会報告 P26-27）

＜計画の推進体制のイメージ＞



＜計画の進行管理のイメージ＞

